（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議）

第一条の二十三　法第十九条の二十第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを当該都市公園の公園管理者に提出するものとする。

一・二　（略）

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）

第一条の二十四　法第十九条の二十第一項の同意は、次の各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

一・二　（略）

（都市再生事業等を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

第七条　法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

一　都市再生事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案する場合にあっては、次に掲げる図書

イ　当該都市計画の素案

ロ　別記様式第五による当該都市再生事業に関する計画書

ハ　当該都市再生事業に関する次に掲げる図書

(1)　方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

(2)　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び事業区域内に整備する公共施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図

(3)　縮尺、方位及び間取りを表示した建築する建築物の各階平面図

(4)　縮尺を表示した建築する建築物の二面以上の立面図

ニ　法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類

ホ　法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

二　関連公共公益施設整備事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案する場合にあっては、次に掲げる図書

イ　当該都市計画の素案

ロ　別記様式第五の二による当該関連公共公益施設整備事業に関する計画書

ハ　当該関連公共公益施設整備事業の事業区域を表示した図面その他必要な図面

ニ　当該関連公共公益施設整備事業に係る都市再生事業に関する次に掲げる図書

(1)　方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

(2)　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び事業区域内の当該都市再生事業に係る公共施設の配置を表示した事業区域内の当該都市再生事業に係る建築物の配置図

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意に関する協議）

第一条の二十三　法第十九条の十八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを当該都市公園の公園管理者に提出するものとする。

一・二　（略）

（都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準）

第一条の二十四　法第十九条の十八第一項の同意は、次の各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

一・二　（略）

（都市再生事業を行おうとする者による都市計画の決定等の提案）

第七条　法第三十七条第二項の規定により計画提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

一　都市計画の素案

二　別記様式第五による都市再生事業に関する計画書

三　都市再生事業に関する次に掲げる図書

イ　方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

ロ　縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び事業区域内に整備する公共施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図

ハ　縮尺、方位及び間取りを表示した建築する建築物の各階平面図

ニ　縮尺を表示した建築する建築物の二面以上の立面図

四　法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類

五　法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類